（自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十三条　自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「実庫内容積」の前に「2―1のハに掲げる」を加え、同⑵中「調整庫内容積」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、同⑶中「調整熱容量」の前に「2―1のホに掲げる」を加え、同⑷中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のヘに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十四条　ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省告示第二百九十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ディー・ブイ・ディー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十五条　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「区分名毎」を「区分ごと」に改め、同⑵及び⑶中「区分毎」を「区分ごと」に改め、同⑷中「区分名毎」を「区分ごと」に、「区分名」を「区分ごと」に、「区分毎」を「区分ごと」に改め、2の2―2の⑴中「冷房能力」の前に「2―1のハに掲げる」を加え、同⑵中「暖房能力」の前に「2―1のホに掲げる」を加え、同⑶中「冷房消費電力」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、同⑷中「暖房消費電力」の前に「2―1のヘに掲げる」を加え、同⑺中「通年エネルギー消費効率」の前に「2―1のトに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改める。

（ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十六条　ルーティング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ルーティング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「区分名ごと」を「区分ごと」に改め、2の2―2の⑵中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のホに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、3の3―1の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「1の」を加える。

（スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十七条　スイッチング機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

スイッチング機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「区分名ごと」を「区分ごと」に改め、2の2―2の⑶中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のヘに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、3の3―1の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「1の」を加える。

（テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十八条　テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、同⑴から⑷まで中「区分名毎」を「区分ごと」に、「区分名ごと」に、「定める」を「規定する」に改める。

（蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第十九条　蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成二十二年経済産業省告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「区分毎」を「区分ごと」に改め、同⑵及び⑶中「区分名毎」を「区分ごと」に改め、2の2―2の⑴中「全光束」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、同⑵中「消費電力」の前に「2―1のホに掲げる」を加え、同⑶中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のヘに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、3中「定める」を「規定する」に改める。